

令和6年
12月号

広報きざと

鳥栖警察署
0942-83-2131
曾根崎交番
作成者 小部 悠佑

冬の交通安全県民運動

～やめよう！佐賀のよかろうもん運転～

令和6年12月11日(水)～20日(金)



1. 横断歩行者を始めとした歩行者の保護

(1) 横断歩道は歩行者優先は義務

○横断歩行者がいるときは一時停止

(2) 歩行者は横断歩道を利用

○信号に従うなど基本的な交通マナーを守る



2. 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

(1) 飲酒運転の根絶

- 運転するなら酒を飲まない
- 酒を飲んだら運転しない
- 運転する人に酒をすすめない
- 酒を飲んだ人に運転させない



(2) 妨害運転(いわゆる「あおり運転」)の防止

○思いやり・ゆずり合いの気持ちを持って運転

3. 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット

着用と交通ルールへの遵守の徹底

(1) 自転車ヘルメット着用の努力義務化

(2) 交通ルールの遵守

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止⑤ヘルメットを着用

○特定小型原動機付自転車について

特定小型原動機付自転車は免許はいりませんが運転できるのは16歳以上です。また、原付バイクや自動車と同じ「車」の仲間です。交通ルールやマナーを確認し、守るようにしましょう。



自転車のスマホ・酒気帯び

罰 則 強 化

令和6年11月1日施行の改正道路交通法により、自転車の危険な運転に対しての罰則が整備されました。対象は、自転車運転中のスマートフォン使用等の「ながらスマホ」と「酒気帯び運転」です。

「ながらスマホ」は手で保持して、通話するだけでなく、画面を注視する行為も対象となります。「酒気帯び運転」は、運転行為のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供も対象となります。



●携帯電話使用等

最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

●酒気帯び運転

三年以下の懲役又は50万円以下の罰金

マナーを守って正しい狩猟

11月15日から翌年2月15日まで、**狩猟期間**に入っています。ハンターの皆さんは、ルールとマナーを守って正しい狩猟を行うよう心がけ、事故の防止に努めてください。

昨年度の狩猟期における人身事故は、全国で**9件**発生し、事故を起こした方の特徴として、**9名中5名が60歳以上**であり、同じく**5名が猟銃等の所持歴が20年以上**の方となっています。

○レジャー等で山に入られる皆様へお願い

狩猟期間中、レジャー等で山に入られる方は、銃声のする方向には近づかないようにしてください。

交 番 日 誌

9月に警察学校を卒業し、10月から曾根崎校交番に配属となりました中山創と申します。

先輩方にご指導いただきつつ、立派な警察官になれるよう日々努力していきますのでよろしくお願いいたします。

